

亀山市告示第130号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年5月12日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更があった地縁による団体の名称

楠平尾町自治会

2 変更があった事項及びその内容

区域

変更前 亀山市楠平尾町字屋敷・字北浦・字岩口並びに安知本町字市川原965番地から字川原1071番地までの区域とする。

変更後 亀山市楠平尾町字屋敷・字北浦・字岩口並びに安知本町字市川原947番地から字川原1071番地までの区域とする。

3 変更の年月日

令和8年3月28日

4 変更の理由

自治会の実情に合わせるため